

- 01 判例によれば、建築請負契約で、請負報酬が全く支払われていない場合においても、注文者が材料の一部を提供していたときには、特約がない限り、完成した建物の所有権は、注文者に原始的に帰属する。
- 02 判例によれば、建築請負契約で、請負報酬が既に全額支払われている場合においては、請負人が全部の材料を提供したとしても、特約がない限り、建物の所有権は、注文者に原始的に帰属する。
- 03 建築請負契約で、請負人が全部の材料を提供した場合において、請負報酬が仕事の進行に応じて段階的に支払われてきたときには、完成した建物の所有権は、支払額による持分割合に応じた（注文者と請負人の）共有となる。[やや難]
- 04 判例によれば、引渡しも代金支払いもない場合、材料全部を提供して請負人が建築した建物の所有権が注文者に帰属することは、認められる余地がない。
- 05 注文者原始的帰属説が学説では有力である。その根拠は、①当事者の通常の意味、②両当事者間に存在する特約、③請負人の請負代金債権担保は所有権を請負人に帰属させなくても図れること、④請負人に所有権を帰属させても敷地利用権がなければ完成建物を収去せざるを得ず不合理であることなどである。[やや難]
- 06 下請負契約が締結され、かつ、下請負人と元請負人との間で、仕事完成までは下請負人が施工した工事の部分の所有権は下請負人に帰属するとの合意がかわされていた場合、下請負人は、この合意を根拠として、自らがおこなった工事部分の所有権を、注文者に対して主張することができる。
- 07 委任契約は、一般には、片務・無償の諾成契約であり、明示の特約がないと報酬の請求はできず、事務処理費用の支払いも請求できない。報酬を支払う特約のある委任契約は、双務・有償の契約である。[超基本]
- 08 委任契約と準委任契約では基本的な法律関係に差異はなく、他人の事務処理の委託とまとめることもできる。[超基本]
- 09 保証委託契約は委任契約であり、診療契約や託児所に子供を預ける契約は準委任契約である。これに対して、保証契約は、委任契約ではないし、準委任契約でもない。
- 10 弁護士の資格を持たない者が、有償で業として法律上の紛争処理にあたることは、弁護士法72条に違反するが、委任契約自体は有効に成立する。[やや難]
- 11 無償委任の場合には、受任者は、自己の財産におけるのと同じの注意で、委任事務を処理すれば足りる。[超基本]
- 12 訴訟の委任を受けた弁護士は、本人の意向を尊重すれば勝訴の見込みがない場合、本人の意向に反してでも勝訴に向けた努力をしなければならない。
- 13 受任者は、裁量の幅のある専門的な能力を有する委任事務の処理を信頼して託されているのであるから、委任者が求めても、事務処理の途中経過をいちいち報告する必要はない。[超基本]
- 14 委任事務処理の過程で第三者から受け取った金銭がある場合には、受任者は、直ちに委任者に交付すべき義務を負う。
- 15 受任者は、委任者もしくは第三者から預かった金銭を、自分の金銭と分別して管理する義務を負い、それを自分のために消費した場合には、使用時以降の利息を支払わなければならない、さらに損害があれば、その賠償責任も負う。これは金銭債務一般の特則である。[やや難]
- 16 委任者からある美術品の取得を依頼された受任者が第三者とその購入契約を結ぶ場合、委任者の代理人と

して契約することも、自らが買主となることも可能である。

- 17 委任者から事業所用地の取得を依頼された受任者が、自ら買主となってそのための土地を取得したが、まだ移転登記も引渡しも受けていない場合には、委任者は、受任者に対して、売主に対する引渡請求権の移転を求めることができるだけであり、売主に対する契約上の直接の引渡請求権や移転登記請求権は有しない。
- 18 委任者から事業所用地の取得を依頼された受任者は、土地購入の費用を立て替える必要がある。[超基本]
- 19 委任者から事業所用地の取得を依頼された受任者が、自ら買主となってそのための土地を取得した場合、受任者は委任者に対して、売主に代金を直ちに支払うよう求めることができる。
- 20 保証人の事後求償権の性質は、委任契約に基づく事務処理費用の償還請求権であり、事前求償権の性質は、委任契約に基づく事務処理費用の前払請求権である。[やや難]
- 21 事件処理の依頼を受けた弁護士が、交渉過程で自己に過失がないのに紛争相手方に殴られて怪我をした場合、この弁護士は委任者に対して、治療費の支払いを請求することができる。[超基本]
- 22 債権者が債権の取立てを依頼した場合において、受任者に対し取り立てた債権額の3割を与えると約束したときには、債権者は取立委任を解除することはできない。[やや難]
- 23 委任者が自己の都合で委任契約を解除することができる場合、委任者は、受任者に対して、常に解除に伴う受任者の損害を賠償する義務を負う。[超基本]
- 24 受任者の債務不履行を理由として、代理権授与を伴う委任契約が解除された場合、解除の効果は遡及しないため、すでになされた代理行為は無権代理とはならない。これに対して、そのような契約が詐欺を理由に取り消された場合には、すでになされた代理行為は、無権代理となる。[やや難]
- 25 委任者が死亡したり、委任者について後見開始の審判が行われると、委任契約は終了する。
- 26 委任契約が終了すれば、受任者は、それ以降は、委任者に対して委任契約上の義務を負わない。[超基本]
- 27 判例によれば、AがBから預かった金銭を自己の名前で銀行の定期預金として預け入れた場合、銀行にとってはAの背後にBが居ることは認識困難なので、預金債権者は預け入れ行為をしたAである。
- 28 受寄者は、特段の約定がなければ、自己の判断で、寄託物を別の信頼できる業者等に預けることができ、その選任・監督について過失がなければ、寄託物の滅失について再受託者に過失があっても責任を負わない。
[超基本]
- 29 AがBから預かった美術品について、自己の所有物であるから返せというCが登場した場合には、Aは、Cに所有権があることを確信してもCに返却してはならず、遅滞なくその事実をBに通知しなければならない。
- 30 寄託契約において返還時期が定められている場合、寄託者はいつでも寄託物の返還を請求できるが、受寄者は寄託物を返還することはできない。返還時期の定めがない場合には、消費寄託契約の場合を含め、寄託者・受寄者とも、直ちに返還請求や返還を行うことができる。